

1-4 肥料登録証の再交付手続きについて

肥料登録証を紛失した又は汚損した場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により、知事にその旨を届け出ることによって、登録証の再交付を受けることができます。

1 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ①肥料登録証再交付申請書 | 1部 |
| ②登録証（汚損により手元にある場合のみ） | 1部 |
| ③返送用封筒（要切手貼付、要宛名記載） | 1部 |
| ※登録証の大きさは、日本産業規格A列4。 | |
| ④連絡先 | 1部 |
| ※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの | |

2 問い合わせ先

山口県庁 農林水産部 農業振興課 農業技術班
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話（083）933-3366
FAX（083）933-3399

※申請書の下書きを事前にFAX等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

肥料登録証再交付申請書（記載例）

知事の氏名を
記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は全部事項証明書、個人の場合は、
住民票のとおり記載する。

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記
入する。名称は省略しない。

個人の場合は、氏名のみを記入する

※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は
記入しない。

住所 山口県〇×市〇〇町〇番〇号
氏名 株式会社 〇▲産業
代表取締役 山口県太郎

下記の登録証を滅失*¹したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号
山口県生第〇〇号
- 2 登録年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 登録の有効期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 肥料の種類
混合石灰肥料
- 5 肥料の名称
山口県石灰肥料
- 6 保証成分量その他の規格
保証成分量 (%) アルカリ分 〇〇. 〇
その他の規格 公定規格のとおり

*¹汚損の場合は記載を変更すること